

第63条適用並びに第63条適用の内、第77条の2により徴収するとした件数、金額及び理由別内訳

理由	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度				R1年度			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		金額		件数	金額		
							(再掲) 77条の2	(再掲) 77条の2	(再掲) 77条の2	(再掲) 77条の2				
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円		
①各種年金の遡及受給	46	23,472,179	44	15,805,255	56	39,939,151	64	25,492,491	76,333	63	28	30,226,545	8,474,830	
②生命保険の解約返戻金	10	1,128,558	14	1,209,724	13	1,188,699	12	0	305,744	0	15	11	694,819	425,168
③資産売却	5	242,576	3	204,084	3	7,441,718	5	0	10,853,243	0	2	1	1,469,559	10,000
④交通事故の補償金	7	346,867	10	7,156,910	5	1,620,503	10	0	656,861	0	11	11	1,942,811	1,942,811
⑤介護保険償還金	38	1,556,957	54	2,285,205	54	3,308,363	65	0	3,405,031	0	57	0	2,768,282	0
⑥雇用保険給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦入院給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	385,136	385,136
⑧高額療養費償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨扶助費算定誤り	59	2,849,943	37	6,017,782	30	2,180,769	23	0	2,682,387	0	42	0	6,198,127	0
⑩その他	18	2,485,054	11	3,674,526	16	5,200,170	40	2	4,053,432	163,962	56	37	22,641,134	7,413,006
計	183	32,082,134	173	36,353,486	177	60,879,373	219	4	47,449,189	240,295	248	90	66,326,413	18,650,951

※法第77条の2はH30.10法改正により新設されたものであるためH30年度以降のみ記載しています。

第78条適用件数、金額及び理由別内訳

理由	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
①稼働収入の無申告	58	16,573,238	73	21,886,657	44	11,944,667	42	5,647,441	34	13,190,945
②稼働収入の過少申告	14	2,545,808	1	42,182	3	3,348,891	1	27,846	1	805,000
③労災補償金等の無申告	1	46,997	1	47,549	0	0	0	0	1	231,750
④任意保険金等の無申告	1	4,500	4	336,969	3	1,039,338	2	1,499,548	2	3,469,873
⑤各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	19	18,195,762	7	3,491,405	2	1,568,181	9	6,892,384	5	664,345
⑥預貯金等の無申告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦資産収入の無申告	2	362,526	1	5,023,651	1	127,000	0	0	0	0
⑧交通事故の補償に係る収入の無申告	4	3,767,508	1	707,176	2	432,836	0	0	0	0
⑨その他	4	3,732,210	1	2,100	3	4,454,596	8	10,669,624	5	3,595,541
計	103	45,228,549	89	31,537,689	58	22,915,509	62	24,736,843	48	21,957,454

- 生活保護法第63条返還金 . . . 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた時はその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において福祉事務所に返還しなければならないもの。
- 生活保護法第77条の2徴収金 . . . 生活保護法第63条に基づいて決定した返還金のうち、H30.10以降に支弁した保護金品が対象の場合に、国税徴収の例により徴収することを可能にするもの。  
なお、福祉事務所の責めに帰すべき事由によって、被保護者が資力を有することとなったときは同法を適用できない。
- 生活保護法第78条徴収金 . . . 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者に支弁した保護金品に相当する金額において福祉事務所が徴収するもの。